

## ソーシャルメディア利用要領

### (趣旨)

第1条 この規定は、ソーシャルメディアを利用するに当たり、それを適切に利用し、その有効性を十分に活用できるように必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第2条 この規定で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、X、フェイスブック、ライン、電子掲示板、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする伝達手段をいう。

### (適用対象)

第3条 本規定は、宝塚市立看護専門学校に在籍する全ての学生に適用する。

### (基本原則)

第4条 ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人が自覚と責任を持った発信を行うこと。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (3) 学校生活上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意すること。
- (4) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意すること。
- (5) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- (6) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに学校に報告し、誠実に対応すること。

### (禁止事項)

第5条 学生は、ソーシャルメディアを利用して次にあげる情報を発信することを禁止する。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- (3) 学校を代表する見解や意見と誤解されうる意見等の情報
- (4) 違法行為または違法行為をおおる情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 学校生活上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (7) 他者の権利を侵害する情報
- (8) その他公序良俗に反する一切の情報

### 附則

この規則は令和7年4月1日から施行する。